「第7回 千葉県健康危機管理対策本部会議」(令和2年3月7日開催)

【知事の指示事項】

新型コロナウイルス感染症について、前回の会議以降も、引き続き県内で 感染者が確認されており、感染の拡大が続いております。本日、新たに患者 が4名確認され、トータル22名となりました。

市川市内のスポーツクラブでの接触者については、国のクラスター対策 チームの指導のもとに、健康観察等を実施中ですが、その後も、肺炎患者と の明確な接触が確認されていない事例が確認されております。

また、市川市の患者4名については、市川市内の福祉事業所で職員と利用者、その家族であり、私としても、非常に危機感を感じているところです。

感染拡大防止には、極めて重要な時期であり、このような状況の中で、 県として、これまで以上に危機感を持って、踏み込んだ対策をとっていく 必要があると考えております。

国においては、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象とする法改正の動きがあり、早ければ来週中にも、 改正法が成立すると報道されております。

本日の会議では、県の対応について協議することとしますが、特に、

- ・市川市との共同による対策組織の検討
- ・市川市の福祉事業所で複数の患者の発生に伴う対応 等 について、本日の対策本部会議を踏まえ、健康福祉部を中心に、各部局庁に おいて速やかに実施するよう指示します。

<知事から各部局庁に対する指示事項>

- 1 各部局庁においては、県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を 改めて確認し、行動計画に定められている対策を適切な時期に漏れなく 実施できるよう準備すること。
- 2 健康福祉部においては、県と市川市による共同対策チームの設置、 通所介護事業所等に対するサービス提供縮小等の準備の要請、社会福祉 施設・事業所や医療機関職員への外出自粛の協力依頼を行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症により、県内企業等の事業活動にも大きな 影響が生じていることから、商工労働部においては、今後、国をはじめ、 商工団体や金融機関等と連携して、情報収集体制を整備し、県内経済の 状況把握に努めるとともに、中小企業等に対し、必要な支援を行っていく こと。また、農林水産部においても、県内農林水産業への影響などを しつかり把握し、必要な支援を行っていくこと。